

原規規発第 2409113 号
令和 6 年 9 月 1 1 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取について

上記の件について、平成28年7月4日付け電安炉技第9号(令和4年2月28日付け電安炉技第23号及び令和6年7月31日付け電安炉技第6号をもって一部補正)をもって、中国電力株式会社 代表取締役社長執行役員 清水希茂から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（２号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成２８年７月４日付け電安炉技第９号（令和４年２月２８日付け電安炉技第２３号及び令和６年７月３１日付け電安炉技第６号をもって一部補正）をもって、中国電力株式会社 代表取締役社長執行役員 清水 希茂から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「法」という。）第４３条の３の８第１項の規定に基づき提出された島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（２号発電用原子炉施設の変更）に対する法第４３条の３の８第２項において準用する法第４３条の３の６第１項第１号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成１７年法律第４８号。以下「再処理法」という。）に基づく再処理等拠出金の納付先である使用済燃料再処理・廃炉推進機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成１２年３月３０日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。